

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当者からのヒアリング

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、平成23年度には、次のとおり、関係分野に関する情報収集等を行った（公開部分のみ掲載）。

なお、平成23年度における電気通信事業等に関する動向については、【資料4】のとおり。

1 平成23年12月7日 第118回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における競争状況の評価2010の概要」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 定点的評価の評価結果

(1) 固定電話市場

- ① NTT東西のシェアは、2011年3月末で80.8%と減少傾向にはあるが、依然として高いシェアで推移。
- ② 不可欠設備を保有するNTT東西は、市場支配力を行使しうる地位にあるが、第一種指定電気通信設備に係る規制等の存在により、市場支配力を行使する可能性は低い。
- ③ ただし、メタルから光ファイバへの移行が進む中で、ブロードバンド市場へのレバレッジの懸念はあり。

(2) 移動体通信市場

- ① 全契約数は2011年3月末で1億2,329万と増加傾向にある。NTTドコモのシェアは、47.1%であり、依然として高い。
- ② NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイルの上位3社のシェアは、合計で94.5%と極めて高く、複数事業者が協調的寡占体制の下で市場支配力を行使し得る地位にある。しかしながら、第二種指定電気通信設備に係る規制の存在や競争的な市場環境により、市場支配力を行使する可能性は低い。
- ③ 今後は無線のブロードバンド化、ビジネスモデルの多様化等を踏まえ、通信レイヤー以外のレイヤーの動向把握が必要である。

(3) ブロードバンド市場

- ① 契約数は全体として増加傾向にある中、NTT東西と他社とのシェア差は依然として大きく、設備面でもNTT東西のシェアは高いため、単独で市場支配力を行使し得る地位にある。また、NTT東西による固定電話市場からのレバレッジの懸念もあり、今後、ブロードバンドの中心となるFTTHの重点的な分析とともに、固定系と移動系の相互関係も注視が必要。

- ② F T T H市場においても、契約数は増加傾向にある中、N T T東西が高いシェアを維持。N T T東西は、設備面のシェアも高く、単独で市場支配力を行使し得る地位にあるが、第一種指定電気通信設備に係る規制やC A T Vインターネットからの競争圧力、今後の移動系との競合等から、市場支配力を行使する可能性は低い。

2 戦略的評価の主な結果

移動系のブロードバンド化の進展とともに、移動体通信端末の中心となるものと考えられるスマートフォン、タブレットP Cの動向を把握することが移動体サービス市場の競争評価を行っていく上で重要であるとの観点から、スマートフォン、タブレットP Cについて、従来の携帯電話端末を含めた消費者選好の分析を実施。

(1) 定性的な傾向

- ① 現在は従来型の携帯電話端末の利用が多いが、次回買い換え時にスマートフォンのシェアが上がる。しかし直ちにスマートフォン端末への移行が進むわけではない。
- ② 利用用途別では、通話、メール等の基本サービスは従来型の携帯電話端末、W e b、ゲーム等の応用サービスはスマートフォン端末、オフィスアプリ、電子書籍のようなP Cサービスはタブレット端末が支持されている。

(2) 定量的な傾向

- ① 現行価格と現行機能を仮定すると、次回買い換え時に、従来型の携帯電話端末保有者は同様の携帯電話端末を、スマートフォン端末保有者はスマートフォン端末を選ぶ確率が高く、買い替えサイクルを考慮すると、スマートフォン端末のシェアは、2016年には約30%になると考えられる。
- ② 予想価格(現行の半分)と予想機能(従来型の携帯電話とスマートフォンの融合)を仮定すると、スマートフォン端末のシェアは、2016年には約40%になると考えられる。

3 今後の競争評価の在り方

(1) 今後の定点的評価の在り方

- ① 定点的評価は、政策の企画立案の参考として小売市場全体の状況を把握するものであるため、今後も引き続き小売市場を対象とするものの、F T T H市場等については小売市場に影響を及ぼす事業者間取引の状況も可能な限り把握する。
- ② F T T H市場に対する関心の高まりやN G Nサービスの動向、政策的な重要性を踏まえ、同市場の分析・評価に当たっては、従来の指標に加え、都道府県別の分析や設備競争状況等、幅広い要素を勘案して行う。
- ③ 移動体通信領域のデータ通信分野を対象として追加するとともに、上位下位レイヤーとの連携が多様化している同分野のビジネスモデルを踏まえ、今後の分析及び評価に当たっては、上位下位レイヤーの動向を補完的に勘案して行う。なお、将来的には固定系と移動系のブロードバンドを一体的な市場として画定することも検討が必要と考えられる。

(2) 今後の競争的評価の在り方

競争評価においては、指定電気通信設備の範囲やN T Tグループに係る累次の公正競争要件の有効性・適切性について検証する「競争セーフガード」制度との連携をさらに強化し、競争セーフガード制度の検証で措置・注視すべきとされた事項につき必要に応じ、戦略的評価のテーマとして分析・評価を行う。

2 平成24年3月30日 第121回委員会

総合通信基盤局から「ブロードバンド普及促進に向けた競争政策の在り方」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方

通信ネットワークのIP網への移行、モバイル化の進展、コンテンツ配信市場などの上位レイヤー市場の発展等、市場環境が変化する中で、ブロードバンドの普及促進を図る観点から、2010年12月に策定・公表した「基本方針」・「工程表」等を踏まえ、競争政策の在り方について情報通信審議会電気通信事業政策部会で議論を行った。2011年3月に同審議会へ諮問、同年12月に答申。答申の概要は以下のとおり。

(1) NGNのオープン化によるサービス競争の促進

① 中継局接続機能のオープン化

接続料設定単位の細分化等、更なるオープン化を図るために必要な措置をとることが適当であるほか、接続事業者との標準的な接続箇所について、コスト等に留意しつつ予め増設することが必要。

② 通信プラットフォーム機能のオープン化

NGNにおけるネットワーク同士を接続するためのインターフェースにおいて、通信プラットフォーム機能の一定のオープン化を検討することが適当。

コンテンツ配信事業者等の各種アプリケーションサーバとNGNを接続するためのインターフェースにおける通信プラットフォーム機能のオープン化については、手法も含めた一定のオープン化の検討を進めることが適当。

③ ネットワークの移行に伴う事業者間協議の在り方

接続料算定に係る事業者間協議の透明性を向上させることが必要であり、具体的には、協議のプロセス、接続料の課金方法、事業計画等に係る聴取範囲の明確化などについて整理を図り、できる限り透明性の高い方法により事業者間で考え方を共有できるよう必要な取組を行うことが適当。

(2) モバイル市場の競争促進

① 第二種指定電気通信設備制度の見直し

モバイル市場における加入者シェア上位3社（NTTドコモ、KDDI、ソフトバンクモバイル）の接続協議における交渉力の優劣の差の縮小、MVNOの参入の進展等を踏まえ、現在端末シェア25%超となっている閾値を見直し、適用対象を拡大することが適当。

② 禁止行為規制の見直し

総務省・公正取引委員会の共同ガイドラインの見直しにより一層の透明化が図られる余地がないかどうか検討を進めるべき。

③ サービスプラットフォームの多様化に対応した取組

新たなサービスプラットフォームの進展・普及状況について、競争評価の取組の中で分析を行っていくことが適当。

(3) 線路敷設基盤の開放による設備競争の促進**① 電柱・管路等の使用に関する手続の簡素化・効率化等**

地方公共団体における申請等の電子化、様式の標準化等を促すとともに、電気通信事業者からの具体的な改善要望を国土交通省や地方公共団体に伝達する仕組みを構築することが望ましい。

② 携帯電話のローミングに関するルール在り方

両当事者が合意していない場合にまで一般的にローミングを義務化することは適当ではない。一方、緊急通報のローミングの早期実現に向け、検討の場を早急に設けることが適当。

(4) 今後の市場環境の変化等を踏まえた公正競争環境の検証の在り方等**① 公正競争環境の検証の在り方**

2010年12月に総務省が策定・公表した「基本方針」において掲げている毎年度の継続的なチェックのための新たな公正競争環境の検証のための仕組みとして、①ブロードバンド普及促進に向けた取組状況の検証、②NTT東西等における規制の遵守状況の検証の2つを柱とする「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」を創設し、2012年度より運用を実施すべき。

② 今後の市場環境の変化等を踏まえた競争ルールの枠組み

「基本方針」において掲げている包括的な検証の結果、競争ルールに制度的課題が生じていると認められる場合には、競争ルール全体の枠組みの見直しについても検討することが必要。

2 答申を受けた主な取組**(1) NTT東西に対する行政指導**

NTT東西に対し、NGNのオープン化等に関し、答申を踏まえた検討状況等について総務省に報告すること等を内容とする行政指導を実施。

(2) 第二種指定電気通信設備制度の適用対象拡大に向けた検討

第二種指定電気通信設備の指定基準を25%超から10%超に見直す電気通信事業法施行規則の改正案を、情報通信行政・郵政行政審議会に諮問し、意見募集を実施。

(3) 禁止行為規制の見直しの検討

禁止行為規制の適用対象となる携帯事業者の指定に関するガイドライン、禁止される行為を具体化した総務省・公正取引委員会の共同ガイドラインについて、見直し案を作成し、意見募集を実施。

(4) 緊急通報のローミングの検討

電気通信事業者協会において検討の場を設置。

(5) 「ブロードバンド普及促進のための公正競争レビュー制度」の運用

制度の運用に関するガイドライン案及びブロードバンド普及促進に係る取組状況等に関する暫定検証結果案について意見募集を実施。

第2章 第3回国際通信調停フォーラムへの出席等

1 第3回国際通信調停フォーラムへの出席

平成23年11月3日、委員及び事務局職員が韓国ソウル特別市において開催された「第3回国際通信調停フォーラム」に出席した。これは、平成21年10月開催の「国際通信調停ワークショップ」、平成22年11月開催の「第2回国際通信調停フォーラム」に続き、主催者である韓国放送通信委員会（KCC）から招待を受け出席したものである。

同フォーラムの概要は、次のとおりである。

(1) 日時

平成23年11月3日（木） 11時から13時（予備セミナー）
14時から17時50分（フォーラム）

(2) 開催場所

韓国 ソウル特別市 プラザホテル4階 メープルホール

(3) 主催

韓国放送通信委員会（KCC）／社団法人メディア未来研究所

(4) 目的

放送市場の環境の変化によって生じる、地上放送の再放送の調停に関する問題点を参加国で共有し、これに対処する方法を探る。

(5) 電気通信紛争処理委員会出席者

電気通信紛争処理委員会 委員 各務 洋子
電気通信紛争処理委員会事務局 上席調査専門官 浅井 直人

(6) プログラム

時間	セッション及びテーマ	スピーカー
【予備セミナー】 11:00～13:00	韓国の放送市場の現状と課題	KCC
【フォーラム】 14:00～14:20	開会の辞	キム・クジン メディア未来研究所所長
	祝辞	ヤン・ムンソク KCC 常任委員
セッションⅠ：地上放送の再放送の紛争と調停事例		
14:20～14:40	日本における地上放送の再放送の紛争と調停	各務洋子 総務省電気通信紛争処理委員会（TDSC）委員

14:40～15:00	カナダにおける地上放送の再放送の紛争と調停	ランディ・ホッスン カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会（CRTC） 裁判外紛争処理担当 専務理事
15:00～15:20	イギリスにおける地上放送の再放送の紛争と調停	イチョン・テ 通信庁（Ofcom）競争政策グループ 委員
15:20～15:40	フランスにおける地上放送の再放送の紛争と調停	ティエリ・バスエイ 視聴覚高等評議会（CSA） 視聴覚事業者監督担当 次長
15:40～16:00	韓国における地上放送の再放送の紛争と調停	パク・ドンジュ KCC利用者保護局 審決支援チーム長
16:00～16:20	休憩	
セッションⅡ：パネルディスカッション		
16:20～17:20	【パネリスト】 オ・ヤンホ弁護士 ホン・テシク教授（西江大学） ユン・ソクミン教授（ソウル大学） チェ・ジョンウ専務（韓国ケーブルテレビ放送協会） ソン・ゲソン政策室長（韓国放送協会）	
17:20～17:40	質疑応答	
17:40～17:50	閉会の辞	チョン・ジョンギ KCC消費者政策執行事務局長

(7) 概要

【予備セミナー】

KCCから、「韓国の放送市場の現状と課題」の説明。

【フォーラム】

- ① セッションⅠ「地上放送の再放送の紛争と調停事例」において、日本、カナダ、イギリス、フランス及び韓国から、各国の紛争処理の枠組、事例等についてプレゼンテーション。

各国プレゼンテーションの要点は次のとおり。

（日本） 各務委員から、日本における再放送制度、再放送に係る紛争処理スキーム（電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁、総務大臣による裁定）及びこれまでの裁定状況を説明。

(カナダ) カナダ・ラジオテレビ電気通信委員会 (C R T C) から、2010 年度における事案 (公式事案 4 件、非公式事案 1 5 件) 対応状況の紹介。また、紛争解決のための効果的な取り組みを説明。

(イギリス) 通信庁 (O f c o m) から、最近、公共放送事業者 (B B C) が再放送料金に関する現在の取り決めの見直しを主張していること等を紹介。

(フランス) 視聴覚高等評議会 (C S A) から、放送事案に関する紛争解決処理手続の導入 (2004年) から現在までに実施した地上放送の再放送事案の事例を紹介。

(韓国) K C C から、著作権法に違反して違法に地上放送を再放送したとして、地上放送事業者が、ケーブルテレビ事業者を提訴した最近の事例を紹介。

② セッションⅡ「パネルディスカッション」において、韓国のパネリストからコメント、パネリスト及び会場参加者と各国発表者との間の質疑応答。

(日本への質問) 大臣裁定において、再放送の対価についてはどのように決定されるのか。裁定内容に不服がある場合の対応方法如何。

(回答) 大臣裁定は、同意しないことについて「正当な理由」があるかどうかを判断するもの。「正当な理由」の有無の判断において対価の問題は考慮されていない。また、裁定に不服がある場合は、総務省に設置される審議会に対する異議申立て及び司法の判断を求めることが可能。



【フォーラムの様相 (1)】



【フォーラムの様相 (2)】

2 K T への訪問

第 3 回国際通信調停フォーラムへの出席と併せ、K T メディアセンターを訪問した。2 0 0 8 年のサービス開始以降、加入者が急増している I P T V サービスについて、オペレーションルームの視察、意見交換を行った。

第3章 周知広報、利便性向上のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上のため、次の取組を行った。

1 関係事業者等への周知活動

下表のとおり、全国4の会場の関係事業者等を対象とする講演会等の場において、委員会の概要、あっせんの手続、事業者相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

実施日	主催	開催地
平成23年5月19日	<ul style="list-style-type: none"> ・北海道総合通信局 ・財団法人日本データ通信協会 ・社団法人テレコムサービス協会 ・北海道テレコム懇談会 	北海道札幌市
平成23年5月26日	<ul style="list-style-type: none"> ・九州総合通信局 ・財団法人日本データ通信協会 ・社団法人テレコムサービス協会 	福岡県福岡市
平成23年6月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・関東総合通信局 ・財団法人日本データ通信協会 	東京都千代田区
平成23年7月8日	<ul style="list-style-type: none"> ・中国総合通信局 ・財団法人日本データ通信協会 	広島県広島市

2 電気通信事業紛争処理マニュアルの改訂

平成23年6月30日からの委員会の業務範囲の拡大を踏まえ、従来別冊であった「電気通信事業紛争処理マニュアル」と「無線局紛争処理マニュアル」を統合し、平成23年12月に新たに「電気通信紛争処理マニュアル－紛争処理の制度と実務－」を作成し、関係団体、通信・放送事業者等へ配付するとともに、委員会ウェブサイトへの掲載を行った。

「電気通信紛争処理マニュアル
－紛争処理の制度と実務－」



3 新たな委員会パンフレットの作成及び配付

平成23年6月30日からの委員会の名称変更と業務範囲の拡大に対応し、平成23年6月、新たな周知用パンフレットを作成し、関係団体、通信・放送事業者等に配付した。

「電気通信紛争処理委員会パンフレット」



4 総務省広報誌11月号への記事の掲載

平成23年11月、委員会が発足から10周年を迎えたことから、総務省広報誌11月号に、委員会の特集記事を掲載した。

「総務省広報誌11月号」



5 委員会ウェブサイトの改修・更新

平成23年6月30日からの委員会の名称変更及び業務範囲の拡大に対応するため、新たにあっせん・仲裁の対象となった紛争についての内容を追加する等、ウェブサイトの改修を行った。

また、これに合わせて、ウェブアクセシビリティの向上（音声読み上げソフト対応、文字サイズの変更等）を行うとともに、これまで紛争の分野ごとに掲載されていた手続解説等を手続の種類（あっせん、仲裁）ごとに掲載する等の構成の変更、サイト全体の簡素化を行った。

また、委員会の運営状況に関する各種情報、新しいマニュアルの掲載等、ウェブサイトの充実に努めた。